

議案第13号

東近江市税条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月1日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市税条例の一部を改正する条例

東近江市税条例（平成17年東近江市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第54条の2第1項中「。以下「地域未来投資促進法」という。」を削り、「地域未来投資促進法第25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改め、「。以下この条において「総務省令」という。」を削り、「地域未来投資促進法第4条第6項」を「同法第4条第6項」に、「総務省令第3条第2項」を「同令第3条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正による総務省令の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。